

平成29年3月3日

公認心理師カリキュラム等検討会  
座長 北村 聖 先生

公認心理師推進ネットワーク  
代表 伊藤 翼



## 公認心理師カリキュラム等についての要望書

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年9月以降、公認心理師カリキュラム等検討会および同ワーキングチームにおいて真摯な議論が続けられていることに、公認心理師を目指す立場から改めて深く感謝申し上げます。

さて、さる平成29年2月22日に開催された第6回ワーキングチームでは、カリキュラムの到達目標等の5項目について「試案」が提示されました。これについて、現に実務に携わっている立場から見て、明確にしていきたいことが何点かございます。

つきましては、下記についてご尽力を賜りますよう、お願い申し上げます。

### 記

- I. 公認心理師法第7条「受験資格」の基本的な考え方について
- II. 公認心理師法第7条第2号の実務経験について

## I. 公認心理師法第7条「受験資格」の基本的な考え方について

[ 要望 ]

公認心理師法第7条には、第1号から第3号まで3通りの受験資格が定められています。公認心理師法の趣旨に照らせば、これら3通りの受験資格は同等の質が担保されるものでなくてはなりません。そこで、検討会においては、3通りの受験資格が質的に同等であることが何によって担保されるかを明確にさせていただくように要望します。

### この要望について

附帯決議に明記され、また、検討会でも何度も強調されているように、公認心理師の受験資格においては第7条第1号がメインのルートであり、第2号及び第3号のルートは、第1号を基準としてそれと同等のものにする必要があります。そのことを検討会の取りまとめにおいても再度明確にさせていただきたいと思えます。

第7条第2号は貧困など何らかの理由で大学院進学が困難な学生を救済するルートであると言われることがあります。万一、この2号ルートが1号ルートよりも質の低い教育研修しか受けられないものになってしまうと、学部卒で努力した学生たちは、救済されるどころか、同じ公認心理師になった後にもさまざまな不利益を背負ったままになる可能性があります。

そこで、ぜひ、この「同等」であることの基準を、検討会の取りまとめにおいて、簡潔に明確にさせていただきたいと思えます。

公認心理師が大学及び大学院で学ぶべき内容については、公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチーム（以下、WT）でまとめられつつある「公認心理師のカリキュラム等に関する基本的な考え方」を踏まえたカリキュラムの到達目標（第6回WT資料2）に列挙されています。しかし、この到達目標を見ただけでは、何によって第2号及び第3号が第1号と「同等」と言えるのかが、必ずしも明確にはなっていないようです。

公認心理師法に立ち戻って考えると、第1条、第2条、第40条から45条

がその職能の必要事項を記述していると考えられます。これらの条文に含まれる要素を箇条書きにしてみますと、

- ① 国民の心の健康の保持増進に寄与することができる。
- ② 保健医療、福祉、教育その他の分野において業務を行うことができる。
- ③ 心理学に関する専門的知識及び技術を持っている。
- ④ 「心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること」ができる。(=心理的アセスメントの能力)
- ⑤ 「心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと」ができる。(=本人に対する援助の能力)
- ⑥ 「心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと」ができる。(=関係者に対する援助の能力)
- ⑦ 「心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと」ができる。(=知識普及の能力)
- ⑧ 業務に関して知り得た秘密を保持する義務を守れる。
- ⑨ 関係者との適切な連携ができる。
- ⑩ 資格取得後も知識及び技能の向上に努力することができる。

という10項目に整理することが可能です。

さらにこれらは、＜公認心理師の基本に関する項目＝①②③＞、＜公認心理師の実践に関する項目＝④⑤⑥⑦＞、＜公認心理師の職業的責任に関する項目＝⑧⑨⑩＞に分けることができます。(※資料として、第6回WTの試案で提示された「到達目標」及び「大学及び大学院における必要な科目」をこれら10項目に添って整理した表を別添しますので、ご参照ください。)

第4回WTの議事録において、吉川構成員は「大学院の中で学びたいこととして、知識をどう実践に結び付けるか、そこのブリッジをやるのが大学院だ。」と述べておられます。すなわち、上記10項目に添って言えば、公認心理師が①の「国民の心の健康の保持増進」の目的のために、②のさまざまな領域において、⑧⑨の義務を適切に果たしながら、④⑤⑥⑦の能力を十分に発揮するためには、③の専門的知識及び技術を実践の場において総合的に用いるための方法論の修得が必要だということです。それは、大学院において、実践と理論の両方に熟達した指導者の指導の下に、複数の領域で実践をしつつ、理論や知識の理解を深め、臨床的な態度を身につけることを基本とするものであることが、WTの議論の随所で示されています。

第2号及び第3号の受験資格においても、上記10項目は必須であり、大学院におけるような「指導の下に」「複数領域での実践」「理論や知識の理解の深化」「臨床的態度の涵養」は、公認心理師の基本として、ある程度の基準まで満たされる必要があるのではないのでしょうか。この点について、検討会の取りまとめにおいて明らかにしていただくことを要望します。

## Ⅱ．公認心理師法第7条第2号の実務経験について

[ 要望 ]

1. 公認心理師法第7条第2号に定める「施設」については、それが、第1号の大学院と同等の「教育プログラム」「指導者の下での実践」「理論及び知識を学ぶ機会」を備えたものになるように、施設基準を明確にしてください。
2. 公認心理師法第2条に明記されている「保健医療、福祉、教育その他の分野」で業務をなしうる能力、いわゆる「汎用性」を担保するために、第7条第2号による受験者も、複数の分野での業務を経験できるように配慮してください。
3. 第2号による受験者が第1号の受験者と同等の基本的な臨床的態度を身につけられるようにするため、第7条第2号に定める「期間」については、教育・研修プログラムにおける到達基準を設けた上で、その基準の達成に十分な期間としてください。

### これらの要望について

1. 検討会でも議論されているところですが、第2号の実務経験を行う施設については、十分な教育的機能を果たすことのできる施設基準が設けられるよう要望します。すなわち、各施設において大学院のカリキュラムに準じた「教育プログラム」が組まれること、各施設に「複数の指導者」が存在すること、各施設で業務を行いながら大学院や心理研修センター等の「教育研修機関」を利

用した一定の理論的学習の機会が保証されることを要望します。

2. 公認心理師はいわゆる「汎用性」の資格であるので、第2号の受験者もできる限り複数分野で指導を受けながらの実践を経験することが望まれます。しかし、たくさんの分野での実務経験を必須とすることは現実的ではないでしょう。そこで、たとえば、医療機関で実務経験を積みながら1週間に半日程度は教育領域の業務を経験する機会を保証されるなどのように、最低2分野以上の実務経験があれば、異なる場でどのように実践が異なるか、その共通点は何かを、実践的かつ理論的に理解することができるのではないかと考えられます。

3. 実務経験の「期間」については、年数だけで考えるのではなく、その期間に行われるべき教育研修及び業務の内容についての質的及び量的な基準を明確にし、その基準を達成することなしに年数だけ経ることは受験できないことを明確にしてください。

以上